

精神障害者に対する公共交通機関の運賃割引の適用を求める意見書

障害者基本法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組むべきことを定めている。

また、障害者の権利に関する条約が批准されるとともに、共生社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を社会において推進することを目的として、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されている。

障害者の自立や社会参加を促進し、共生社会を実現するためには、公共交通機関などの移動手段の確保が必要不可欠である。このため、鉄道、バスをはじめとする公共交通機関においては、運賃割引制度を設け、障害者の経済的負担の軽減を図っている。

しかし、その多くは、身体障害者及び知的障害者を適用対象とするものであって、精神障害者を対象とするものは極めて少なく、大きな格差が生じている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、公共交通機関の運賃割引制度について、精神障害者も身体障害者及び知的障害者と同様に適用対象とするよう交通事業者へ働きかけることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成28年12月15日

江東区議会議長 堀川幸志

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

あて